

南九州市新庁舎建設検討委員会 会議録

会 議 名	第3回 南九州市新庁舎建設検討委員会	
日 時	令和3年8月3日（火）午前10時00分～午後0時30分	
会 場	ちらん夢郷館 3階 多目的ホール	
出 席 者	委員	鯨坂委員長，森田委員，中村委員，田中委員，大隣委員，深町委員，篠原委員，池田委員，伊瀬知委員，原口委員，大迫委員，霜出委員，松崎委員，方違委員，古市委員，川口委員
	事務局	新庁舎建設推進課 平山課長，池田係長，尾辻主任主査 総務課 別府課長 財政課 浜田課長
	委託事業者	ランドブレイン（株） ：岩切（現地），大津，青山（WEB） （株）安井建築設計事務所 ：米丸，長崎，池上（WEB）
協 議	<p>(1) 第2回検討委員会の議事要旨の承認等について</p> <p>(2) 新庁舎建設の必要性についてのこれまでの検討経緯及び機能・コンセプト案について</p> <p>ア 財政状況について</p> <p>イ 庁内検討委員会の報告</p> <p>(3) 市民アンケート及び市民ワークショップについて</p> <p>(4) その他</p>	
会議結果要旨	<p>(1) 第2回検討委員会の議事要旨について承認された。</p> <p>(2) 新庁舎建設をめぐる財政状況については，建設による借入れを行っても，財政上のバランスを大きく欠くものではないと理解されるが，事業費（イニシャル・ランニングコストともに）を十分に圧縮できるようにコンパクト化を検討することで，身の丈に合った庁舎建設検討を進めていくこととする。</p> <p>(3) 穎娃・川辺支所の職員配置案について，現状の職員数と比較して，建設後は相当の削減を見込むものであるが，庁内検討委員会の最終報告では増員との報告がなされた。庁舎の在籍職員数と支所部門の在籍職員数の比較が，市民に分かりやすいものとなっていないので，整理が必要である。</p>	

	<p>(4) 新庁舎の機能とコンセプト案について、具体的な内容については基本計画において掘り下げていくものとするが、標語的な表現でも市民の誰もがわかりやすい文言・内容とすることを検討する必要がある。</p> <p>(5) 庁舎方式については、新たな庁舎の在り方を模索する意見や、一部分庁方式とする意見が出されたが、平成 24 年以降の議論で、本庁方式への集約を進めるべきとの市民の提言を受け、市としては本庁方式とすることを決定しており、様々な側面から本庁方式への移行は新庁舎建設の前提条件と捉えられる。</p> <p>(6) 新庁舎を建設することによる南九州市全体のグランドデザイン（全体構想）に基づいて支所の在り方を検討したうえで、市民サービスを低下させないための地域の活性化策は、支所に配置する職員数とは別の視点で検討しなくてはならない。また支所の役割として、学校が地域に寄り添う役割を果たしうることに着目し、支所に教育行政部門を配置する意見等が出される。</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>1. 開会 (事務局) 配布資料について確認する。</p> <p>2. 委員長あいさつ (委員長) 第 3 回南九州市新庁舎建設検討委員会を開会する。 これより協議に入る。</p> <p>3. 協議 (1) 第 2 回検討委員会の議事要旨の承認等について (委員長) 第 2 回検討委員会の議事要旨について、事務局へ説明を求める。 (事務局) 第 2 回検討委員会の議事要旨について、内容に間違いはないか。 (委員) 異議なし。 (委員長) 第 2 回検討委員会の議事要旨について、承認する。</p>

(2) 新庁舎建設の必要性についてのこれまでの検討経緯及び機能・コンセプト案について

(委員長)

新庁舎建設の必要性についてのこれまでの検討経緯及び機能・コンセプト案について、事務局に説明を求める。

(事務局)

資料 1 により、新庁舎建設の必要性についてのこれまでの検討経緯及び機能・コンセプト案について説明を行う。資料 1 は、新庁舎建設基本構想の前提になるものと考えている。これまでの 2 回の検討委員会において、なかなか検討が進んでいない状況であるが、過去に協議済みの項目と、これから皆様に協議いただきたい項目を明確にして協議を進めていきたい。

資料 1 の 3 ページ～14 ページにより、庁舎建設にかかるこれまでの検討経緯と、平成 24 年に検討委員会から提言を受けた事項と、それに対する市の方針を説明する。(訂正として、5 ページの表中の額娃庁舎の本庁方式に、農業委員会を追加する。) なお、総合支所方式＋一部分庁方式について、市民についてはメリットが大きいこと、市役所内部についてはデメリットが大きいこと、鹿児島県内の合併自治体の庁舎方式については、徐々に本庁方式に移行してきていること等を説明する。

(事務局)【財政状況等について】

財政状況について、参考資料 1-1 によって説明する。

市の人口推計より人口減少の状況を説明する。

歳入の推移について、地方交付税が平成 27 年度から 5 年間の漸減期間を経て、令和元年度より合併後の標準額に推移したことを説明する。

別紙 1-4 によって、基金現在高の推移について説明する。

歳出の推移について、合併以降の 13 年間において、義務的経費のうち人件費は減少、扶助費は増加していること、投資的経費は減少していること等を説明する。

財政力を示す財政力指数について微増していること、実質公債費比率は 25%以上になると国からの借り入れが制限されるが本市では 7%前後で推移していること、経常収支比率は 93～95%で推移して

おり、70～80%が理想的とされているものの、県内の他自治体の状況は90～95%となっていること、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率は350%以上になると国からの借り入れの制限がかかるものであるが、令和元年度は7.9%となっていること等を説明する。

新庁舎建設による償還の見通しについて、本市の地方債（市債）の残高は、平成25年度をピークに減少に転じ、206.3億円となっており、資料1-3により標準財政規模に対する地方債残高で県内19自治体において比較すると、令和元年度時点で上から5番目の位置であるが、新庁舎建設における36億円の借り入れを経ても、上から13番目（鹿児島市の上あたり）に収まること、合併推進債を活用しなければ償還額をすべて市が負担し、返済する30年間においては約14.9億円の支援が受けられないこと等を説明する。

なお、試算の前提とした40億円という数字は、あくまで先行事例の事業費と国の基準から算出した試算用単価であり、延床面積の削減などによるコンパクトな庁舎を目指して事業費削減を図り、借入額の抑制に努めていく考えであることを説明する。

本庁方式を前提とした場合の職員数・職員人件費の削減効果の見通しについて、合併当初504人いた正規職員が、令和3年度4月で377人となり、令和10年度には350人まで削減する計画となっており、令和3年度に対して令和10年度では年間2億2千万円程度の人件費の削減が見込まれること等を説明する。

（委員）

市債について、財政破綻した自治体例もある中で、財政規模に見合った市債を検討すべきである。新庁舎建設自体には反対ではないが、簡単に借金することをよしとすべきではない。行政改革推進委員会においても議題に上がっていると思うので、次回報告いただきたい。

（委員）

1つめ、経常収支比率が70～80%が理想とのことで、本市の数字は大きく外れているが、範囲内に収める見通しはあるのか。

2つめ、人口が減り地方交付税など収入が減っていくなかで、新庁舎建設により負担が増えていくことのバランスをどのようにとっていかうとしているか。

3つめ、合併推進債を利用しない手はないとは確かに思うが、「建設費用については財政状況を踏まえ、延床面積の削減など事業費の縮減を図る」とあるが、40億円の数字をコンパクトにする方法論、見通しを教えてください。

(事務局(財政課))

漸減期間5年間で終了した令和2年から安定した一本算定となるので、予算編成時から経常収支比率をできるだけ下げていくことに努めていきたい。借入金の返済については、令和元年度決算では公債費が約22億円、うち約16億円に交付税措置がされており、市の持ち出しとなる一般財源としては6億円程度となる。

人口減少における税収のバランスについては、平成20年度税収は約34億円であったが、令和元年度税収は約37億円であり、約6000人の人口減のなかで税収は約2.5億円の増となっている。人口減に伴い住民税(税収の約3割)はもちろん減少しているが、景気に左右されにくい固定資産税(税収の約6割)の増加(太陽光発電施設など償却資産の増)が増収の要因として考えられる。

(委員)

直近の2～3年の動向について理解したが、人口減の局面における今後の長期的な負担の見通しはどうか。

(事務局(財政課))

将来的な財政については、今後の財政計画を平成29年度に策定済であり、今年度の見直しを考えているところである。

(事務局)

なお、3つめの質問については、現庁舎施設の利用状況等調査を現在行っている。今後提示していくので、適正な規模等についてご意見をいただきながら検討していきたい。

(委員)

1つめに、財政状況について今回大変詳しく教えていただいた。新庁舎については示されたが、市では別にも建設を進めている施設があると思うが、市全体的な施設整備の財源・償還の見通しや方針について教えてください。

2つめに、建設費および償還額についてのみならず、今後継続的に支出しなくてはならない実質のランニングコストについてもわかれば教えてください。

(事務局)

1 つめについては、前述の見直し予定の財政計画においてお示ししたい。

2 つめについては、イニシャルコストとランニングコストのバランスを十分に反映した計画としたいと考えており、検討のうえ提示する。

(委員)

将来的な財政状況の検討を常に注視しながら、身の丈に合った庁舎建設検討を進めてほしい。

(委員)

30 年後の人口や 350 人という職員数を考えると、40 億円という数字はできるだけ削減すべきと考えるが、昨今のテレワーク推進や国の進めるデジタル化を進めているなかで、これに対応した新しい庁舎の在り方、支所の在り方を検討すべきではないか。もっと事業費圧縮の方策があると思う。

(委員)

借金や返済を、市民が関心をもてるように家庭の収支に例えるなど、わかりやすく説明してほしい。

(委員)

財政面ではわかりやすく説明してくださり、今回の説明でかなり理解が深まった。

建設に向けて毎年約 1 億円ずつ貯めてきて、建設しても支払いは可能であるという説明なので、いつ建てるのかという問題であろう。いまが財源的にはメリットが大きく、後世に良いものを残せるチャンスなのだろう。金額は 40 億円という数字は計画を策定しながら検討していかないと圧縮幅やその方策は見えてこないのと思うが、前向きに建設の検討を進めてよいのではないかと思う。

(委員)

財政の話がかなり先行しているが、支所に残す機能・サービスと、その規模の議論を進めていかななくてはならないのではないか。

(委員長)

他に意見がないようなので、事務局に引き続き説明を求める。

(事務局)

資料 1 の 15 ページから 19 ページについて、建設位置の提言と決

定した方針を説明する。

過去に検討した概略規模については、市民活動スペースや駐車場の規模の見直しが必要であり、市民意向の反映を経て、現実的な規模の検討が必要である。今後皆様に議論いただく予定である。

既存施設の機能拡張のメリットデメリットの比較については、まだ資料がまとまっていないため、次回以降提示するので、お待ちいただきたい。

(事務局)【庁内検討委員会の報告と、現状の職員数及び、移行後の職員数案の整理について】

21 ページからの現庁舎の抱える課題・問題点については、今年4～5月にかけて実施した職員アンケートの結果をもとに庁内検討委員会においてまとめた現庁舎の課題等を、別紙2において説明する。待合スペースの狭あい、キッズスペースがない、エレベータがないこと等の問題に対して、それぞれスペース、設備の設置等の対策が示されたことを説明する。

今後、これと併せて市民意向を反映して、現庁舎の課題・問題点をまとめあげていく。

支所の機能や配置する職員等の人数に関する庁内検討委員会の報告を別紙3において説明する。

5～6月において実施された同委員会支所部会においては、市民サービスを維持するための課題を整理し、支所に必要な機能や組織体制等について検討しており、「穎娃地域及び川辺地域の各支所庁舎を、それぞれ各地域づくりの拠点として位置付ける必要があること」や、「現在各支所に配置されている職員数を基本に取り扱う業務に応じた配置転換を行い、市民に対するサービスを維持すること」の必要性などが提言的に示されたこと等を説明する。

第2回庁内検討委員会では、総務課に対して支所の職員配置についての検討依頼を行ったこと、第3回庁内検討委員会では、地域振興係や建設水道係の体制の検討や窓口における相互補完体制の検討を行ったこと等を説明する。また検討依頼を受け総務課から示された職員配置数の案については、作業部会での検討内容を反映して、作業部会による案より増員した案の報告となっており、委員会において承認されたこと等を説明する。

(委員)

支所の職員数の説明が聞き取りづらかった。現状よりも支所の職員が増えるという理解をしてしまったので、再度説明願う。

(事務局)

現状より支所の職員数が増えるのではなく、庁内検討委員会支所部会からの検討案（支所合計57名）に対して、これを踏まえてさらに増員した体制案として総務課による最終報告案（支所合計65名）が報告されたことを再度説明する。

なお、現状の正規職員数と総務課案の正規職員数の比較については、現状（川辺庁舎102名、颯娃庁舎81名）に対して、総務課案では相当数の削減（川辺庁舎24名、颯娃庁舎24名）を見込むものであることを説明する。（資料1の5ページと別紙3の4ページ）

(委員)

行政事務説明会では、支所の職員数は増えるとの市長等の説明があったと記憶しているが、本庁方式では当然に支所職員は減るということであれば、自治会長に説明をしっかりと行っていただきたい。

(委員長)

11ページでは、平成19年合併時の職員数は504人となっており、別紙3では令和8年4月時点の案で職員数593人とある。職員数は増えているのか？

(事務局)

合併当時の正規職員数504人に対して、総務課案では365人へと相当数の減ということである。

(事務局(総務課))

また、総職員数についても、平成20年4月1日時点では742人であり、総務課案では593人へと相当数の減ということである。

(委員長)

職員数の推移が、複数の資料にまたがり、正規非正規の区分も明瞭でなく分かりにくいので再度整理してほしい。

(事務局)【新庁舎の機能とコンセプト案について】

資料1の23ページから、新庁舎の機能とコンセプト案について、現時点で考えられる新庁舎に求められる4つの機能（案）について、「環境・人・まちにやさしい空間づくりとすること」「地域の

安心安全を支える防災拠点化を図ること」「市民の誇りとなる“庁舎”と“まち”づくりを進めること」「財政負担の軽減に配慮した公共施設マネジメントを進めること」にまとめられ、新庁舎建設のコンセプトとして『南九州の人と環境にやさしい市民の安心安全を守り魅力あふれる市民の誇りとなるコンパクトな庁舎』を案とすることを説明する。今後、検討委員会や庁内検討委員会、市民アンケート、市民ワークショップなどでの検討を反映しながら固めていくものである。

(委員)

コンセプト案について、文言が長すぎるのではないか。

「南九州」というのはもっと広域を指すイメージがあるので、「南九州市」とすべきではないか。

「誇り」という言葉など、わざわざコンセプト文言として市民に押しつけるのではなく、自然と醸成されてくるものであり、コンセプト案はもっとコンパクトであるべきでないか。

長島町の標語が参考になる。

(委員)

市のグランドデザインを踏まえて、市民の皆さんが理解しやすい言葉としてほしい。「市民生活の維持向上」などではなく、基幹産業の充実、教育の充実、子育て環境の充実など、目標やコンセプトを具体的に示してほしい。

(委員長)

コンセプトをわかりやすいものに事務局に修正願う。

(事務局)

当該箇所は基本構想の部分で標語的ではあるがわかりやすい文言とすることを検討するが、基本計画において具体的に掘り下げていくものと考えている。

(委員)【新庁舎・支所の在り方について】

来庁者数について前回質問したが、訪問先部署については未調査という回答であった。支所機能を落とさないと言っているが、検討を10年もしてきているのに調査もしていないとは、無責任ではないか。

また、目的部署が遠くなることもあり得ることについて、昨今の

免許返納の時代にタクシー代等の負担が増えるなどの可能性があるので、ひまわりバスのルートを検討などが併せて必要と考える。

(委員)

支所機能の在り方の議論が先にないと、新庁舎の機能が定まっていこないのではないか。また、新庁舎を建設することによる南九州市全体のグランドデザインを出していかなくてはならないのではないか。新庁舎建設をわが事として、真剣に市の将来像を考えないと、補助金目当てと市民に受け取られ、計画に説得力を持たせることはできない。市長が新庁舎建設のグランドデザインをどう考えているのかを聞きたい。

(委員)

新庁舎建設規模を圧縮しながら、各支所地域の利便性を落とさないという共通認識はあると思うが、職員数が半減するなかでは、どうしても実質の市民サービス低下は免れないのではないか。

地域間の均衡ある発展のためには、支所にも係だけではなく、しっかりと責任ある職務をすすめる部課（本庁機能）を1つずつ以上配置し、市民の役に立つ、現状と変わらない機能の支所を維持してよいのではないか。（颯娃・川辺にも、本庁機能を維持するべきではないか。）皆さんの意見を聞きたい。

また、バリアフリーや設備機能についても、新庁舎で目指すものと同等以上の機能を支所庁舎にも整備する位置づけとするほうが市民のためになるのではないか。

(委員長)

つまり分庁方式を提案されているかと思うが、本庁方式については決定事項ではないのか？事務局に説明を求める。

(事務局)

平成24年以降の新庁舎建設について、徐々に本庁方式への集約を進めるべきであろうとの市民の検討による提言を受け、これに基づき、市としては本庁方式とすることを決定している。

(委員)

本庁方式には総じて同意できるが、完全な本庁方式としてしまうと、颯娃・川辺は廃れてしまう。現在の分庁方式を残せないか。あまりに職員数が削減される案なので、一部でも分庁方式を残せないのかと思う。

(委員長)

ご意見ということで承るが、新庁舎を建てるということは本庁方式とすることを意味しており、分庁方式のままでは、新庁舎を建設する意義はなくなる。支所に職員数や課を多く配置する議論は、これまでの検討の積み上げと逆行することになる。

地域の活性化策は、支所に配置する職員数とは別の視点で検討しなくてはならないと思っている。

(委員)

本庁方式については、これまでの提言をうけての決定事項とのことであるが、対面の必要のある職務もあろうかとは思いますが、テレワークが進められてきている現在、庁舎方式を再検討することはできないのか。

(委員長)

企業の場合における東京や大阪のセンターオフィスが、昨今のテレワークの流れにおいて、不要となるわけではない。会議など（フォーマルコミュニケーション）はWEBでもできるが、市民サービスの質をあげる重要な情報共有・情報交換は、実は職員同士の普段のなにげない会話や職場での日常のやりとりの中での町なかについての情報の交換など（インフォーマルコミュニケーション）に秘められており、集まって職務にあたることによってこそ誘発されるコミュニケーションである。これは本庁方式の大きなメリットといえる。

(事務局)

連絡会議などはTV会議等を昨年以來導入済みである。それ以外に、行政業務としては、議会・予算・重要な政策検討、ほかTV会議にはそぐわないものが多々ある。

また、支所からの往復に、穎娃庁舎・川辺庁舎の本課職員一人あたり、年間それぞれ10日以上、5日以上の延べ移動時間を費やしており、待機時間や燃料費、公用車の損耗など含めると大変に非効率である。

なお、重要案件が生じた場合の市長等とのやりとりは対面の必要性があるばかりか、会議すらすぐにできない不便も生じている。

以上のことなどから、やはり本庁集約が必要と考える。

(委員)

管理部門のなかでも、穎娃・川辺に配置しても目指す効率化を妨げないような本庁部課は一つもないのか。

(委員長)

支所の在り方を含めて、今後の課題であるということで認識している。

(事務局)

本庁集約で、支所に余裕が生まれたスペースの活用や、公共施設の総量抑制について、現在検討を進めている公共施設適正配置計画において整理していく。

(委員)

支所の役割について、他自治体事例を見ると、教育を支所に配置している例が多い。学校が地域に寄り添う役割を果たしうるのであれば、教育部門が支所機能に入っているのもよいのではないか。

(事務局)

教育については支所庁舎には入っていないが、今後も存続予定であるそれぞれの文化会館の文化振興係にてその役割を担っていくことが考えられる。

(委員長)

文化振興とは別に、教育というものが地域に根差すことを考えるべきという委員からの意見だと思う。事務局としてはどうか。

(事務局)

教育委員会の出先として、文化振興係を穎娃文化会館と知覧文化会館に配置しているが、学校教育関係は、現状では川辺庁舎のみにおいて対応している。

(委員)

現資料だけではわからないが、社会教育等の役割を各文化会館に配置されている係にて役割を果たせるのであればかまわない。

(3) 市民アンケート及び市民ワークショップについて

(事務局)

市民アンケートについて、前回のご意見、ご指摘を踏まえた内容に変更し、簡略化し設問数を減らしていること、自由意見のスペースを増やしていること等を説明する。

市民ワークショップについては、ご意見、ご指摘を踏まえ第1回

で市全体のまちづくりから議論に入り，徐々に対象を絞って新庁舎にスポットを当てていく内容に変更していることを説明する。

市民参加のフロー図とともに8月中旬に実施する市民説明会について，各地域1か所ずつにおいて実施することなどの実施概要，および広報の方法等を説明する。

(委員)

市民アンケートについては，コストをかけているので，回答率を上げるような手法をとっていただきたい。職員アンケートについては，回答率が6割程度と低いようなので，職員の意識も上げていただきたい。

(委員)

市民アンケートの自由意見について，新庁舎についてのみではなく，支所の役割についての意見も聞いてほしい。

(事務局)

そのように対応する。

(委員)

前回案に比べて，相当答えやすくなった。意見に対応していただいているか。なお，配布数について4500世帯の抽出は，どう考えているか。

(事務局)

必要なサンプル数の観点から，年齢・性別という条件は設定せず各地域1,500世帯の無作為抽出を考えている。

(委員)

ルビをふらないか。

(事務局)

対応を検討する。

(委員長)

アンケート用紙と同封する資料はどのような内容であるか。

(事務局)

全戸配布した市民説明会用のパンフレットと市民ワークショップのチラシを同封する予定である。

(委員長)

本庁方式に変えることは，まちづくりにおける重要な部分なので，アンケートの冒頭に記載が必要ではないか。

(4) その他

(委員)

今後の支所活用を検討するにおいて、新たな耐震補強などがどのぐらい必要なのか？

(事務局)

旧耐震の庁舎については、すべての旧耐震基準で建設された庁舎において、既に最低限の耐震補強は実施しているが、そのほかの行政施設もあり、行政の公共施設の再編・あり方を検討する計画も別途策定を進めている。

(事務局)

前回の検討で、先進事例の庁舎建設規模をまとめたので、回答とさせていただきたい。

(委員)

示された事例において、3～4階建てのものが多いが、エレベータの設置が必要ない平屋での建設事例を参考までに調べていただきたい。

(委員)

都城市役所では、死亡届を「おくやみ窓口」とした届出関係を一括対応できる設備に800万円程度の投資を入れている。導入を検討してはいかがか。

(委員長)

協議は以上とする。

(事務局)

第4回検討委員会を9月2週目において、実施日を調整させてほしい。9月7日ではいかがか。

(委員長による挙手による採決)

(委員長)

次回第4回の検討委員会の実施日を、9月7日(火)午前中を候補として検討を事務局にお願いします。

5. 閉会

(委員長)

具体的に新庁舎基本計画を策定していく中では、職員数が重要となってくる。整理していただいたうえで引き続き委員の皆様と検討

	を進めていきたい。 第3回南九州市新庁舎建設検討委員会を閉会する。
その他特記事項	次回第4回検討委員会の開催予定 日時：令和3年9月7日（火） 午前中 場所：未定（オンライン対応も準備）
会議録署名欄	_____